

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都町田市鶴間七丁目25番1号

氏 名 株式会社永野紙興

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 赤染 マリリン

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 5 年12月21日
(初回許可年月日 昭和53年 3 月 8 日)
許可の有効年月日 令和10年10月31日

1. 事業の範囲
- (1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- ア 収集運搬（積替・保管を除く。）
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）、がれき類
- イ 収集運搬（積替・保管を含む。）
廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（※2）、
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）
- ※1：石綿含有産業廃棄物を含む。
※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※3：水銀含有ばいじん等を含む。
- (注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
- | | |
|-----------------|--|
| 令和 6 年 5 月 31 日 | 変更届出（積替え保管施設の一部廃止） |
| 令和 6 年 5 月 17 日 | 変更届出（変更前：東京都大田区城南島四丁目5番10号、変更後：東京都町田市鶴間七丁目25番1号
変更前：迎 康行、変更後：赤染 マリリン） |
| 令和 5 年12月21日 | 更新許可 |
5. 積替え許可の有無 無
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

設置場所 神奈川県綾瀬市吉岡東四丁目14番3号

面積 643 m²

・廃プラスチック類

保管面積 6.9 m² 最大保管量 8.0 m³ (コンテナ1個)

・木くず

保管面積 6.9 m² 最大保管量 8.0 m³ (コンテナ1個)

・金属くず

保管面積 4.7 m² 最大保管量 4.7 m³ (鉄カゴ2個)

保管面積 20.6 m² 最大保管量 24.1 m³ (コンテナ3個)

・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

保管面積 2.3 m² 最大保管量 2.0 m³ (オープンドラム缶9本)

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

保管面積 6.9 m² 最大保管量 8.0 m³ (コンテナ1個)

・廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物)

保管面積 0.5 m² 最大保管量 0.8 m³ (オープンドラム缶2本)